

指定居宅サービス事業者（訪問介護）及び指定相当第一号事業に該当する第一号訪問事業として行うサービスの事業者（訪問介護相当サービス）の指定の効力の一部停止処分について

令和8年7月23日（木曜日）

茨木市が実施した監査の結果、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、令和8年7月17日付で下記のとおり事業者の行政処分を行いました。

記

1 処分対象事業者

- (1) 法人名 株式会社あっぷる
- (2) 代表者 代表取締役 村上 正利
- (3) 所在地 大阪府茨木市若園町36番3号

2 処分対象事業所

- (1) 事業所名称 ヘルパーステーションあっぷる
- (2) 所在地 大阪府茨木市若園町36番3号
- (3) 指定年月日 平成24年4月1日
- (4) サービスの種類 訪問介護・訪問介護相当サービス

3 行政処分内容及び期間

- (1) 処分の内容 指定の効力の一部停止
- (2) 停止する指定の効力 新規利用者の受入停止
- (3) 処分期間 令和8年8月1日から令和9年1月31日まで

4 行政処分を行う理由

法第77条第1項第10号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に違反）

指定居宅サービスの事業（訪問介護）及び指定相当第一号事業に該当する第一号訪問事業として行うサービスの事業（訪問介護相当サービス）と一体的に運営する障害者総合支援法上の居宅介護において、不正請求が行われた。

健康医療部 福祉指導監査課 電話 072-620-1809（ダイヤルイン）
--